

〔12〕 税関関係手数料

税関関係手数料令 昭和29.6.25 政令第164号
最終改正 令和4.4.1 政令第135号

手数料名	内 容	単 位	料 金	
不開港出入許可 手数料	外国貿易船が不開港に入港する場合	不開港への出入り 1回ごとに純とん 数1トンあたり	円 36	
・ 保税蔵置場 ・ 保税展示場 許可手数料	1. 500㎡未満 2. 500㎡以上 1,000㎡未満 3. 1,000㎡以上 2,000㎡未満 4. 2,000㎡以上 3,500㎡未満 5. 3,500㎡以上 7,000㎡未満 6. 7,000㎡以上 15,000㎡未満 7. 15,000㎡以上 25,000㎡未満 8. 25,000㎡以上 35,000㎡未満 9. 35,000㎡以上 50,000㎡未満 10. 50,000㎡以上 70,000㎡未満 11. 70,000㎡以上	1月までごとに	右以外の 場合	当該許可を受け る者が指定 者である場合 ※1
			9,500	9,400
			12,200	12,200
			16,400	16,200
			21,800	21,700
			27,300	27,100
			32,800	32,600
			42,100	41,800
			54,800	54,400
			63,300	62,900
			76,000	75,400
88,700	80,800			
	関税定率法別表若しくは関税暫定措置法 (昭和35年法律36号)別表第一の税率が 無税(定率法第12条(生活関連物資の減 税又は免税)の規定による関税の免除を 含む)に該当する同一品目の貨物のみを 置く保税蔵置場又は法第56条第3項(保 税工場の許可)の規定により保税工場 の一部の場所につき併せて許可を受ける保 税蔵置場	1月までごとに	上記金額の1/2	
	定率法別表第44.03号から第44.13号ま でに掲げる木材のみを置く水面の保税蔵置 場の場合	1月までごとに	上記金額の1/5	
保税工場許可 手数料	1. 2,500㎡未満 2. 2,500㎡以上 5,000㎡未満 3. 5,000㎡以上 10,000㎡未満 4. 10,000㎡以上 20,000㎡未満 5. 20,000㎡以上 40,000㎡未満 6. 40,000㎡以上 70,000㎡未満 7. 70,000㎡以上	1月までごとに	右以外の 場合	当該許可を受け る者が指定 者である場合 ※1
			6,800	6,700
			9,500	9,400
			13,600	13,500
			21,800	21,700
			32,800	32,600
			42,100	41,800
54,800	54,400			

※1 指定者とは、当該許可を受ける者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律
第2条第1号に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者として財務大臣が定める者をいう。

手数料名	内 容	単 位	料 金	
総合保税地域 許可手数料	1. 10,000㎡未満	1月までごとに	右以外の 場合	当該許可を受 ける者が指定 者である場合 ※1
	2. 10,000㎡以上 20,000㎡未満		25,500	25,300
	3. 20,000㎡以上 40,000㎡未満		35,300	35,100
	4. 40,000㎡以上 70,000㎡未満		53,100	52,800
	5. 70,000㎡以上 130,000㎡未満		64,700	64,200
	6. 130,000㎡以上 250,000㎡未満		77,400	76,800
	7. 250,000㎡以上 500,000㎡未満		90,300	89,600
	8. 500,000㎡以上1,000,000㎡未満		103,200	102,400
	9. 1,000,000㎡以上		116,100	115,200
指定地外検査 許可手数料		1時間までごとに	右以外の 場合	電子情報処理 組織を使用し て申請を行な う場合※2
			5,000	4,700
証明書類又は 磁気テープ等の 交付手数料	証 明	1枚ごとに	400	300
	1. 幅12.7mmの磁気テープカートリッジ (JIS規格X6135適合のものに限る) 2. 光ディスク (JIS規格X0606及びX6281に適合す る直径120mmの光ディスクの再生装 置で再生可能なものに限る) 3. 光ディスクカートリッジ (JIS規格X6277に適合する幅90mmの ものに限る) 4. フレキシブルディスクカートリッジ (JIS規格X6223に適合する幅90mmの ものに限る)	1枚ごとに	23,500	

※2 電子申請等を行なう場合の承認とは、関税法施行令第87条第1項各号に規定する承認、許可又は交付を求める申請又は申告を電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条第1項又は情報通信技術利用法第3条第1項の規定によりこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合の法第98条第1項に規定する承認をいう。